

平成28年第3回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより平成28年第3回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、8番四戸議員と9番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、3月2日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日招集されました第3回町議会定例会の議会運営等につきましては、3月2日開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日3月7日から3月18日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月7日から3月18日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月7日から3月18日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成28年1月分の出納検査の結果報告がありました。次に、日高地区交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番目、平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、説明願います。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を説明し、報告とさせていただきますと存じます。この計画につきましては、平成26年11月に制定されましたまち・ひと・しごと創生法の第10条におきまして、市町村もまち・ひと・しごと総合戦略を定めるよう努めなければならないとされており、策定は自治体の判断ということになっておりますけれども、当町をはじめ全国すべての市町村において、策定されることとなっております。この計画策定にあたっては、産官学金労言のメンバーで策定することとなっておりますけれども、本町におきましては第6次の総合計画を策定することから、現在の審議会メン

バーに金融機関の委員を加えて、総合計画と同時に策定をしてきております。この総合戦略につきましては、11月25日に開催された議員全員協議会においても、資料として提出をしておりますけれども、12月10日の総合計画の策定委員会において、ご審議をいただき、12月25日から1月15日までの1月間、パブリックコメントを実施しております。その中での意見を反映させたものとなっております。そして、2月18日の総務文教常任委員会で説明をさせていただきましたけれども、本日最終版ということで内容等について報告をさせていただくものでございます。それでは、表紙をお開き願いたいと存じます。目次でございます。この総合戦略につきましては、第1編の人口ビジョン、第2編の総合戦略、大きく分けて二つの項目となっております。人口ビジョンでは、人口動向の分析、将来の人口推計、人口の将来展望を示してございまして、この内容等については国から提供されたデータに基づき、この中では社人研と省略してございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の推計、日本創生会議の推計、平成17年から22年の国勢調査をもとに推計した平取町独自の推計などを用いて各分析を行っているものでございます。本来は2060年までの推計となっておりますけれども、住民基本台帳のデータにより、2040年まででもいいということでございますので、本町としましては、2040年、平成52年度までとしてございます。また、第2編の総合戦略につきましては、人口ビジョンに基づき人口減少に歯止めをかけるための戦略を記載してございますけれども、これも基本的には総合計画を基本として策定をしてございます。また、この計画を策定することが条件として交付される地方創生の交付金の対象となり得る事業を計画しているということでございます。総合計画の各分野とは異なりまして、投資的事業、経常的な予算での施策も混在しておりますけれども、国でいう政策間連携ということで、例えば保健福祉分野の事業と教育委員会の事業を同じ項目に入れるということにもなっております。それでは、計画について説明いたしますけれども、要点のみの説明とさせていただきます。人口ビジョンの1ページをお開き願います。第1章の人口動向分析、第1節の時系列による人口分析ですけれども、(1)で、総人口の推移と将来推計については今回、国勢調査の速報値が報道されましたけれども、国勢調査の推移と、社人研の推計値が記載されてございます。1960年、昭和35年がピークとなっており、その後減少が続いており、推計では2040年、平成52年には数字の記載はございませんけれども、約3200人程度になるとの推計が出てございます。続いて2ページをお開き願います。同じく社人研の年齢3区分の推計ですけれども、生産年齢人口や、年少人口は減少を続け、老年人口は2020年をピークに若干減少し、この推計では2040年、平成52年には高齢化率は42.3%になると推計してございます。3ページ目ですけれども、出生・死亡、転出・転入のこれまでの推計が記載されております。出生・死亡では、1980年代は出生が下の方の小さな線でございますけれども、出生が死亡を1980年代は上回っているという状

況ですけれども、1990年代に逆転をしているという状況がおわかりいただけるかと思えます。4ページをお開き願います。非常にわかりづらいグラフとなっておりますけれども、縦軸は自然増減で出生、死亡の増減となっております。横軸は社会的な増減ということで、転出、転入の増減となっております。始点と書いてあります1980年は転入、転出の差が150に近いマイナスということになっておりますけれども、出生が死亡を30人程度上回っているということから、この位置、この点になっているというような状況です。例えば1988年でございますが、この年は転出者が非常に多かったということがわかると思えます。総じて見ますと集中してるのは、左下ということになっておりまして、死亡が出生を上回り転出が転入を上回るというような傾向が続いているという状況でございます。5ページからは、年齢階層別階級別の人口移動分析となっております。5ページは平成17年から22年の短期的な状況ということございまして、6ページでは1980年、昭和55年から平成22年の長期的な状況のグラフとなっております。いずれの傾向といたしましても、10歳から14歳の年代が15歳から19歳になるときに大幅な転出超過という状況になっておりまして、進学、就職に伴う転出超過ということがおわかりいただけるかと思えます。8から9ページでございますけれども、これは道内外の転出、転入の状況ということになってございます。10ページをお開き願います。道内の市町村への人口移動の最近の状況でございますが、転出超過という現象ではございますけれども、地域別では、5か年の合計ですけれども、苫小牧、札幌、日高町の順に転出しているというような状況になってございます。11ページ目ですけれども、1人の女性が一生に産む子どもの平均値である合計特殊出生率の推移と周辺町との比較となっております。平取町の数字としては、平成20年から24年で1.53ということになってございます。12ページをお開き願います。雇用や就労等に関する分野での産業別就労人口の推移ということで、農業につきましては、平成22年度数値が12年数値を上回っているというような状況で、ほぼ横ばいの傾向にあるという状況になってございます。反面、建設、小売業、飲食店が非常に厳しい減少の傾向にあるということがおわかりいただけるかと存じます。13ページ、14ページは省略をさせていただきます。15ページ目からですけれども、第2章の将来人口推計となっております。この項目は、社人研の地域別将来人口と日本創生会議による地域別将来人口と平取町独自の人口推計を採用して、将来人口に及ぼす出生や移動の影響について、分析を行っているというものです。出生数の増減、合計特殊出生率の増減がどのように、人口推計に影響を与えるのか。転入と転出の移動の率が変化すればどのように、人口の推移は変わるのかということをお社人研、創生会議、町独自の推計を活用して、示しているというものです。元となる人口推計ですけれども、この真ん中ほどに囲ってある、記載の内容のとおりでございますが、パターン3が町独自の人口推計でございますが、これは、平成17年から22年度の国勢調査の結果と合計特殊出生率1.53を用いて

おります。平成17年の国勢調査結果が6173人、22年が5596人、このときは減少率が9.3%となっております。今回すでに今年度の国勢調査の結果が速報値で出ておりますがこれが減少率が5.1と、非常に緩和されたということになっておりますので、このときの推計としては非常に厳しい推計になっているというような状況になっております。このページにつきましては3パターンの将来人口推計ということを示してございます。16ページをお開き願います。これは社人研の推計に基づいて、人口減少段階の分析となっております。特に老年人口は平成32年ごろピークを迎えまして、その後減少しておりますので、この表にあてはめる人口減少段階が3という表現になってございます。17ページ、18ページ目で、17ページが社人研、18ページが町独自の推計に準拠しまして、自然増減と社会増減の影響度の分析をしてございます。両ページとも中ほどに（注）ということで記載しておりますけれども、合計特殊出生率を増加し、人口の移動率の数値をゼロとした場合には、人口減少度合いを抑えることができ、そのための、出生率の上昇につながる施策や転出を減らす施策が歯止めをかけるというような結果になってございます。19ページ、20ページも同様に社人研、町独自の推計をベースに分析をしてございますが、それぞれ出生率の増加も影響しますけれども、人口移動が均衡した場合には、1千人を超える影響があるというような結果が出ております。21ページから23ページにつきましては、説明を省略させていただきますけれども、先ほど説明した分析で用いた推計の3区分の人口構造について分析をしているというところです。24ページをお開き願います。第3節人口の変化が地域の将来に与える影響の分析をしてございます。財政状況の①②につきましては、平成12年度から26年度の歳入歳出の状況を説明してございます。25ページでは、③個人町民税への影響につきましては、平成22から平成52年度までを推計いたしましたけれども、本町は農業所得の割合が多いという個人住民税の構造上、人口、生産年齢減と個人住民税とは比例しないということが見込まれます。公共施設分の維持管理、25ページから公共施設の維持管理・更新等への影響を記載しておりますけれども、人口減少や財政規模の縮小を踏まえると本町が保有する施設規模を将来にわたって維持することは非常に困難であり、今後地域の活力が失われないような多面的な検討が必要であるということに記載してございます。第3章、人口の将来展望につきましては、これまでの人口分析の結果、現状と課題を整理したものを記載してございます。人口減少の進行と、若い女性、子育て世代が流出することで、さらなる減少に陥るリスクに直面しており、人口減少対策は待ったなしの課題であるということを掲げております。27ページではそのための基本姿勢ということで、基本姿勢1が人口減少問題を正確かつ冷静に認識する。基本姿勢2が、対策は早ければ早いほど効果がある。3が具体的に表現をし、活力を高め、若者が魅力を感じる住環境、雇用、教育環境を充実する。と、この3点としてございます。（3）として目指すべき将来の方向では人口減少をストップさせるための六つの方向

性を示してございます。項目のみでございませけれども、①仕事を求めて若者が流出している『人の流れ』を変え、人口流出に歯止めをかける。②として「出生率向上」のため「阻害要因の除去」に取り組む。③長期的かつ総合的な視点から有効な施策・事業を迅速に実施する。④新たな費用や施策のための財源は将来負担としないために、既存事業の見直しと必要な財源の確保を図る。28ページ目ですけれども、⑤として「選択と集中」の考え方を徹底する。⑥高齢者が活躍できる社会づくりに強力に取り組む。ということにしております。第2節の人口の将来展望では、これまでパターン1から3あるいはシミュレーションで示したように、人口の増加に向けて合計特殊出生率と人口移動の状況が大きく影響すると分析されておりますけれども、将来に向けて、人口推計の仮定値を設定して、将来人口を展望してございます。それで人口出生率につきましては、子育て支援策を一層充実させまして、現在の1.53から平成32年には1.8、平成42年には2.0、平成52年には2.2程度としまして、それからその下の純移動率につきましては、高校生への進学支援、農業の担い手対策の充実、仕事づくり、その他の産業の波及効果を期待しまして、純移動率を現在1とすると0.25%縮小させて0.75を目指す。100人いるとすれば、それを75人ととどめるというようなことにしております。これら合計特殊出生率、純移動率で人口を推計しますと、29ページ(1)人口の推計と長期的な見通しでは、これは社人研の数値で行っておりますけれども、500人の施策の効果があるとみられておまして、老年人口も30%台となることが推計されます。以上が人口ビジョンの内容でございました。31ページからは総合戦略を説明させていただきます。総合戦略につきましては、冒頭で説明いたしましたとおり、人口ビジョンに基づきまして、人口減少に歯止めをかけるため、戦略を記載してございます。第1章では、基本的考え方として趣旨、総合戦略の位置付け、計画の前提となります社会背景、計画期間、計画人口、将来像、考え方を示してございます。この総合戦略の位置付けといたしましては、第6次の総合計画の下位の計画と位置付けておまして、計画期間は平成27年度から31年度までの5か年としてございます。この期間についてはすでに平成27年となっておりますけれども、これは、創生法の趣旨に基づきまして、この期間としてございます。計画人口につきましては、一番下でございませが、5100人、5年後に5100人を目指すこととしてございます。32ページをお開き願います。第6節、将来像でございませ。平取町の将来に向けて、これまで築いた社会基盤、文化、自然環境を最大限生かしながら、地域の活力を高め「子どもたちに夢を!」「住んでいる人々に生きがいと安心を!」と感じてもらえるような町を目指すということにしております。第7節の考え方でございませけれども、まちづくりと土地利用についての考え方を示しております。(1)まちづくりの基本的な考え方といたしましては、情報共有、協働の推進、行政経営の適正化、広域行政の推進と、これまで進められていることを記載しまして、33ページの⑤に総合戦略の役割と進捗管理につきまして

はP D C Aサイクルの構築により、進捗を管理するということにございます。(2)の土地・空間利用の基本的考え方につきましては、第6次総合計画の基本計画に示しております項目を記載しております。(3)の重点戦略でございますが、①で前提とする背景、②重点戦略の性格、③3つの重点戦略、を記載しております。この中で③3つの重点戦略でございますが、一つ目としては、産業の活力を高め若者が魅力を感じる地域として住環境、子育て環境を実現するとしてございます。二つ目としては安心できる地域づくり、人づくりを進めながら、人々が生きがいを持てる地域社会を実現するとしてございます。三つ目としては、基盤ということで、町の財政、町民の生活インフラ、町政を進める上での人づくりを進め推進力を高める体制強化を実現するということにございます。35ページからは、第2章の重点プロジェクトということで、具体的なプロジェクトの記載となっております。第1節の平取を取り巻く時代の流れについては、総合計画と同様の趣旨となっております。36ページの第2節、地方創生に向けた政策5原則では、国から示された人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、5つの政策原則を自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視としてございます。第3節でございますが、P D C Aサイクルにつきましては、これも同様に、この戦略についてはP D C Aによる客観的な効果検証を実施することとなっていることから、それぞれ内容を記載しているということにございます。38ページ、第4節、5つの重点プロジェクトにつきましては、ここから具体的な計画となっておりますけれども、(1)の重点戦略につきましては先ほど説明したとおり、3つの重点戦略といたしまして、(2)のプロジェクト推進の考え方では、人育てプロジェクト、産業に活プロジェクト、生き生き元気プロジェクト、歴史、文化振興プロジェクト、公共施設「安全・安心」プロジェクトの5つの基本プロジェクトの基本目標、基本的方向、具体的な施策と重要業績評価指標を示してございます。基本的には総合計画の基本計画、事業実施計画、計上予算で実施されている事業等を記載し、地方創生の交付金対象事業となりうる、子育てや教育、産業など、人口の増加につながる施策、高齢化が進むことへの対応や、地域のコミュニティー、歴史文化、公共財産などの項目となっております。1)の人育てプロジェクトの基本目標としては、子どもを産み育てやすく、豊かな心を育む環境をつくることといたしまして、数値目標といたしましては、合計出生率、アンケートをとってはかることとなりますけれども、子どもを産み育てやすい環境だと感じる子育て世代の割合といたしまして、基本方向としては、子どもを産み育てやすい環境をつくることとし、具体的な施策と重要業績評価指標については、①子ども子育て支援の充実、②妊娠・出産・育児の切れ目のない支援、③児童・生徒の学力向上・キャリア教育の推進、41ページでございますけれども、④結婚への支援の4項目としてございます。具体的な施策・事業については、現在実施されているものを記載してございまして、重要業績評価指標については、示すことができる項目のみを記載してございます。41ページ目の後段からは2)の産

業に活プロジェクトの基本目標といたしまして、地域の豊かな資源を生かし、食・環境で魅力ある地域をつくるとさせていただきます。新規就農者数、新規起業者数、観光客入込数を数値目標とさせていただきます。基本的方向につきましては、記載のとおりでございます。具体的な施策等ですけれども、①地域産業の経営の安定と強化、42ページになりますが、②新たな産業の創出と地方での人材の育成の二つの分野とさせていただきます。この具体的施策には、第6次総合計画で記載されております新たな事業も盛り込んでいるという状況になります。続いて43ページ目、3)の生き生き元気プロジェクトでございますけれども、誰もが健康で生き生きと暮らせる環境をつくる、を基本目標に、数値目標では、元気高齢者率などとしてさせていただきます。基本方向については記載のとおりで具体的な施策と重要業績評価指標については、①健康づくりの推進から44ページ、②健康維持・回復増進のための支援、③高齢者が積極的に参加する地域づくり、④自治会・町内会・コミュニティ活動の推進、⑤移住・定住の促進の5分類としてさせていただきます。45ページの4)歴史・文化振興プロジェクトにつきましては、歴史・文化遺産を活かした豊かな地域をつくることを基本目標といたしまして、数値目標はアイヌ文化博物館入館者数の増などを想定してさせていただきます。基本方向につきましては記載のとおりとなっております、3つの具体的な施策と重要業績評価指標につきましては、①アイヌ文化の継承と地域づくり、②埋蔵文化財と開拓財産の保護と活用の2分類としてさせていただきます。最後に46ページをお開き願います。5)公共施設「安全・安心」プロジェクトとして、町の基盤となる財産につきまして、内容としては主に施設、公有財産となっておりますが、それぞれ基本目標、基本的方向、具体的な施策等を計画しております。非常にちょっと長くなって恐縮ですが、以上が戦略についての説明とさせていただきますけれども、この戦略につきましては、目標年度である平成31年度まで国の支援制度などを最大限に活用いたしまして、KPIの達成を目指して進めてまいりたいということにさせていただきますので、事業の推進につきましては、議会をはじめとする、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いさせていただいて報告とさせていただきます。以上です。

議長

続きます、教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは、平成27年12月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告申し上げます。学校教育事業等についてであります。まず1点目、体罰に関する実態把握調査結果についてであります。体罰に関する調査につきましては、平成24年度に始まり、今回で4回目となっているところでありますが、これまで3回の調査におきましては、北海道内において数多くの体罰としての認知事案が生じているものとなっており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然として解消されないことが大変憂慮される状況といえるところであります。このことに鑑み、北海道教育委員会は、本年度にお

きましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的に、教職員、児童生徒、保護者に対しての調査を実施したものとなっています。平取町分にかかります調査につきましては、昨年12月の終業式までに小中学校7校の教員、児童生徒並びに保護者に対するアンケート調査票の配布、回収を行うなかで、回答内容の点検確認作業を終えたところであり、回答状況にありましては、すべての教員76名についてはいずれも、体罰行為はないとするものでありました。また、児童生徒及び保護者からの回答にありましては、生徒自身体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるとする問いに対し、小学生、中学生ともないとする結果となりました。今後とも町内各学校においては、体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても、体罰は許されないとする共通認識を教職員間ではかることの徹底に努めてまいりたいと考えております。続いて2点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っている調査のうち、直近のものとしていたしまして昨年11月におけるアンケート調査の結果となってまいります。町内小中学校児童生徒405名の回答状況となっております。まず、4月からいじめられたことがあるかとの問いに対し、あるとしたものは27件でありました。内訳といたしましては、小学校が26件、中学校が1件であり、いじめの内容といたしましては、複数回答を含め、仲間外れ、無視が11件、暴力が3件、いたずらが11件、悪口が14件、その他が7件となっております。各学校、教育委員会におきましては、いじめ問題に対し、日々その未然防止等に努めているところではあります。子どもたちの受けとめ方も多様であることにおいても、アンケート調査にありましては依然としていじめを受けたことがあるとする回答が多くあるものとなっております。学校としては、関係する児童生徒への指導等を的確に行っているところではありますが、学校自体でいじめとして認知する事案については、本年度2回目となります調査におきましては、小中学校共にないものとなっております。いじめの実態はただいまご説明したとおりであります。懸念される点といたしましては、これまでもご報告いたしておりますとおり、このいじめにかかわるアンケート調査において、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかとする問いに対し、思わない、わからないとする回答が多くあることでもあります。今回の調査にありましては思わないとするものが3件、わからないが34件となっております。教育委員会といたしましては、いじめは許される行為だと受けとめている児童生徒が数多くいることについて、引き続き、改善に向けた指導の徹底に努めるよう各学校長に対し指示するとともに、保護者への周知を図るなかで、今後とも家庭との連携において、いじめ防止に向けた認識を深めてまいりたいと考えております。続いて3点目の平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。本調査における平取町分といたしましては、小学校5校の5年生あわせて47名、中学校2校の2年生あわせて42名、合計8

9名を対象として実施いたしました。調査の目的にありましては、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育、健康に関する指導の改善を図るものとなっています。調査の内容であります、体格調査と実技調査並びにアンケート調査となっておりますが、実技調査における体力テストの種目については、小中学校ともに握力、反復横跳び、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの8種目となっております。またアンケート調査につきましては、運動習慣等に関するものとなっております。まず小学生における調査結果となりますが、体格にありましては、男女共に身長においておおむね全国、全道平均と同様となっておりますが、体重の男子において高度肥満から中等度肥満の児童割合が18%程度を占める結果となっております。また、女子にありましては中等度から軽度肥満の児童割合が12%程度を占める結果となりました。次に体力・運動能力面であります、男子児童においては、8種目中握力の1種目のみ全国、全道平均を上回ったものの、5種目において下回る結果となり、2種目がほぼ同様となったところであります。20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びといった、持久力、走力及び跳躍力において苦手という結果となっております。女子児童につきましては、ソフトボール投げ及び握力の2種目において全国、全道平均を上回りましたが、他の6種目につきましては、ほぼ同様が2種目、4種目が下回った状況となっております。下回った種目にありましては、男子同様20メートルシャトルラン、50メートル走、反復横跳びなどであり、持久力及び走力において劣る結果となっております。次に小学生における運動習慣等の調査結果となりますが、男子及び女子児童ともに運動することが好きで体育の授業につきましてもとても楽しいとする回答が全国、全道平均を上回る状況となっておりますが、体力に自信がない、あまりないとする割合が男子が27%、女子が44%となっております。続いて中学生における調査結果となりますが、体格にありましては、男子の身長において全国、全道平均を上回るものの、体重では高度の肥満割合が18%、軽度肥満割合が6%となっており、4分の1程度の生徒が肥満傾向と言える状況となっております。また、女子にありましては、身長はほぼ全国、全道平均と同様となっておりますが、体重において、高度肥満から中等度までの割合が13%程度占める結果となりました。体力・運動能力面であります、男子においては、8種目合計点の平均では、全国平均より4ポイント、全道平均より6ポイント程度上回った結果となりました。特に握力、ハンドボール投げなど5種目において上回る状況となっております。女子生徒にありましては、男子生徒とは反する結果となり、全国、全道平均を上回る種目は握力のみで他の種目は同様もしくは下回る状況となりました。次に中学生における運動習慣等の調査結果であります、男子にありましては、運動が得意、やや得意とする生徒の割合が全体の83.4%を占めるものとなりましたが、体力に自信がない、あまりないとする割合が55.5%となっております。また、女子生徒につきましては、運動が苦手、やや苦手とする割合が54%を占め、あわせて、体力に自信がな

い、あまり自信がないとする割合が78.3%となっています。以上、調査結果の概要につきまして申し上げますが、教育委員会といたしましては、本結果を踏まえるなかで、調査目的にありますとおり児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組みについて、各学校が主体性を持って実施するなかで、すこやかな成長がとげられるよう、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。ついで4点目の平成27年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告申し上げます。本年度における本教育奨励表彰につきましては、2月1日開催の教育委員会議において被表彰者について決定を行い、去る2月26日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては別添資料のとおり芸術文化奨励の1個人、スポーツ奨励における、5個人、1団体となっております。被表彰者にかかわる事業内容等についての説明は省略とさせていただきますので、ご了承願います。以上、昨年12月の町議会定例会からこれまでの主要な教育行政にかかわります報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので議案1ページをお開き願います。非常勤特別職の報酬等を定めた本条例の一部を改正しようとするものであります。議案5ページの新旧対照表をご覧ください。一部改正の内容は、行政不服審査法の改正により、平成28年度から行政不服審査会を設けることに伴い、その委員の報酬額、会長5千円、委員4500円を別表において、予め定めようとするものであります。また、交通安全指導員の報酬につきまして、従来は、町からの補助金を受けた交通安全推進委員会が支給しておりましたが、平成28年度から、これを町が直接支出することとするため、本条例で新たに規定しようとするものであります。行政不服審査会の内容の詳細については、事後に議会と協議させていただくこととなりますが、交通安全指導員報酬と同様、28年度予算に計上しますことから、予算関連条例として本議会に提案させていただいております。なお、アンダーラインが付いている行財政改革審議会及び景観審議会の職名と報酬額につきましては、現行その他の下に記載されておりますので、この際、これをその他の上に移動することによって、別表としての整理をしようとするものであります。以上、議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号平取町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案6ページをお開き願います。課の新設のための条例改正を行うものであります。議案8ページの新旧対照表をご覧ください。一部改正の内容は第1条中「産業課」の次に「観光商工課」を加えようとするものであります。本年1月28日開催の議員全員協議会においてご説明致しましたとおり、現在、産業課の中にある商工観光係を分離独立させ、平成28年4月1日から、観光商工課を新たに設置し、観光並びに商工業の振興発展を図ろうとするもので、観光協会事務局を所管し、将来の法人化に向けてその準備を進める体制を構築するとともに、観光・商工・労働行政について、専門的・機動的な組織をつくることにより、町の活性化と交流人口の拡大を図ろうとするものであります。なお、1月の議員全員協議会において、ご説明いたしました際に、課の名称は、観光推進課(仮称)と致しておりましたが、行財政改革審議会並びに当該議員全員協議会の中で、商工の文言を入れるようにとの複数の貴重なご意見をいただき、検討いたしました結果、観光とともに、商工行政を所管する課として、観光商工課とすることが適切であると、判断したものであります。以上、議案第2号平取町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。3番櫻井議員。

3番
櫻井議員

今、課長のほうから伺ったとおり、先に、商工の文字を入れてお願いしたいということを行ったわけではありますが、これどうしても観光が先じゃないとまずいんですか。商工観光課じゃまずいんですか。一般的になんていうのかな、ネットで調べたりなんなりしてもね、観光商工課というのが明らかに少ないですよ、どういう観光地であっても、観光をメインとするところであっても、どちらかといえば商工観光課というのが普通でありまして、どうしてもこれ、や

っと商工の名前がのったと思ったらまたこういうかたちになったということがどうも解せないんですが、その辺どうしてこういうことになってるかということの説明いただけますか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。櫻井議員ご指摘のとおり、一般的には、商工観光という名称が多いということだというふうに考えますけれども、今回、観光協会の組織を今後法人化させて、将来に向けて、強い体制にしていくということで、観光をメインにしてですね、町として、交流人口の拡大を目指すという考え方で、当初、観光推進課という名称でしておりましたが、商工ということも、併記する意味で、しかも新しい課、以前商工観光課というのか、現実に町の中にありました。それで、行政改革の中でまちづくり課や産業課の中に編入されて現在に至っておりますが、この平成28年度の課の見直しの中で新しい課ができたというアピールも含めまして、観光商工という名称にしようとしたものであります。ご理解をいただきたいと思います。

議長

3番櫻井議員。

3番
櫻井議員

将来的に法人化をしたいということで、独立させたいということであればなおさらね、商工ということから独立するんであって、観光商工課が平取町に残るとすればね、なおさらね、商工観光課というか、そういったかたちにしたほうが、将来的に観光課がなくなるとすれば、そのほうがまた自然なかたちだと自分では思えるんですよね。今までこの平取町のまちづくりっていうの支えてきたのはね、本当に以前にも町長に申しましたが、商業者であり、あるいは、復興のたびにね、町を支えてきたのは工業者なんですよね。だからそういうことをね、もう少し真剣に考えていただかないと、今残されてる商工業者って本当に厳しい状況にありますんでね、できるだけこういった名前だけでも、なんていうのかな行政のほうで重要に思っていたかなければ、非常に商工業者の士気にかかわるといえるか、そういったことにつながっていきますんで、どうかこのこと、撤回して名称を変えていただきたいと思うわけではありますが、その辺いかがでしょうかね。

議長

町長。

町長

それではあの私のほうから申し上げたいと思いますが、商工を先にするか、観光を前面に出すかということでございますが、私としてはどちら、観光も商工にも力を入れるという、均衡に力を入れていくという考え方は変わりません。ただいまの社会情勢もそうでありますけれども、現在国も道も観光に重点を置

きながら、交流人口の拡大を図る、地域資源を活用しながら、観光を振興しながら、地方創生の取り組みをしていくというような、全面的なかたちの流れになってございますので、キーワードとしては、交流人口を拡大しながらですね、稼ぐまちづくりをしながら、商工にも、そういったいろんな面での相乗効果を図るというようなことを考えてございます。そういったかたちで、今の社会経済情勢の流れ、あるいは国、そういった方向の流れにあわせたようなかたちで取り組みをさせていただきたい。こういう名称にさせていただきたいというふうに、考えておりますので、よろしくご理解を願いたいというふうに思います。

議長

5 番藤澤議員。

5 番
藤澤議員

5 番藤澤です。ただいま櫻井議員そして課長、町長の質疑応答ということで、ほとんどすべてを物語ったのかなという、感は否めませんが、やはり商工があって、観光で袖から盛り上げていただければやはりそこに親元の商工が栄えるという図式に私はなると思うんです。それであれば、私はこのいわゆる切り離して、新しく設けるものについての発言の場がありませんでしたから、今日いまさらという感ももちろん持っておりますが、私も商工のはしくれといたしまして、この案については、残念ながら挙手をするわけにはいかないということをおし上げておきます。以上です。

議長

ほかございませんか。11 番千葉議員。

11 番
千葉議員

11 番千葉です。ただいまの中身、商工観光かあるいは観光商工かということに対しては私、どちらともちょっと判断しかねるところでありますけども、おおむね櫻井議員が申したことに對しては、私も近い意見かなというふうには思っております。それで、そのことはちょっと別問題といたしまして、今回の観光商工課、これ今回の議案提案で名称あがってますけども、肝心なのは将来的に法人化を図り活性化を目指していくということでありまして、問題は、今少し前に遠藤課長のほうから話した、平取町のまち・ひと・しごと創生の総合戦略という非常に大きななかかわりを持っていることも事実でございます、今回のこの新しく課を創設することに対しましての人員の配置人数やその人たちの役割区分、行政としてどのような戦略を立てていくのかなというのが一つもう少し具体的に説明が欲しいところでございます。ご承知のとおり平取町の場合は、アイヌ文化の推進とか、農林業、基幹産業である農林業の発展振興とか、あるいは交流人口の拡大、それから、アイヌ文化を含めた歴史の関係、さまざま戦略的にあると思うんですけども、もう少しですねこの課を創設するにあたっての中身の説明の一端を、今言った質問事項含めてお伺いをしておきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。今回ご提案をいたしました観光商工課の体制であります
が、課長含め5人の、今のところ体制で発足をさせたいというふうに考えてお
ります。現状の業務に加えまして、現在、いま町が行っておりますふるさと納
税、ふるさと応援寄付金をさらに寄付金の収入を拡大するために、広く商工業
者と連携をしてですね、観光の振興も含めて、ふるさと納税の事務を扱う。ま
た、アイヌ施策推進課で行っております観光の要素が強い業務につきましては、
28年度、内部で協議をいたしまして、業務の移行ができるものについて移行
して、観光に関することについては、観光商工課において、いわゆるワンスト
ップの中で、そこで、窓口ということになるようにしていきたい。ひいては将
来の法人化を見据えながらその基礎を醸成するという組織のはじまりにしたい
というふうに考えております。以上です。

議長

11番千葉議員。

11番
千葉議員

おおむね今の課長の説明でご理解をいたしている次第ですけども、もう1点だ
けふるさと納税、まあいわゆるふるさとに寄付をするというかたちのなかで、
その地域にとっての特産品とか加工品とか、それをやっぱりお礼に返送してあ
げるというかたちのなかで、ずいぶんテレビとか新聞で、そのことが全国各地
話題になっているわけがございますけども、私は、このことに対してはもう少
しですね、今まで以上ということでの盛り上がりもあって、今回の観光商工
課というかたちのなかで、かなり戦略を練っていくんだろうとは思いますが
も、やはりこのことに対しては専門的なやはり人員を配置してですね、やはり
拡大を図っていく必要がある。平取町の食材、あるいは地産で農産品があが
ってくるわけですけども、大変優秀な食材がございますので、和牛も含めてで
すね、黒豚のことも札幌あたりでも話題になってる特産品でございますので、ど
うかそのことに対してはこれからもより一層力を入れていけるような、人員戦
略をとっていただきたいなという、これは、私からの要望でございます。

議長

総務課長。

総務課長

今、議員からご指摘のとおり、現在ふるさと納税につきましては、昨年9月か
らインターネットによる公募をさせていただいて、初年度、後ほど予算等の中
でも申し上げたいというふうには思っておりましたが、3200万円程度の収
入の見込みを予定をしております。平成26年においては約50万円程度の収
入でしたから、それから比べますと、桁が二つぐらい違う、ある程度の伸び、
当初の補正の2千万円から大幅に上がっておりますが、ただ、議員ご承知のと
おり、管内各町、全道各町、もっと多くの億単位の収入を受けている町村も市

町村もでございます。ふるさと納税によります町の財政の収入だけでなく、消流対策や商工業の振興、ひいては観光、商工業の振興に資する内容まで盛り上げるように、専門的な知識を持った職員を配置して、4月から進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長

8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。今櫻井議員、また藤澤議員、副議長、いろいろお話を聞いて、重なる部分もあると思うんですけども、まずもってですね、私言いたいのは観光商工課でも商工観光課でもつくるにあたりまして、先月ですか、28日に全員協議会の中で話は出てきた。現在はどうかということ、その課を産業課に3人ほどおいて進めているということ。前は商工観光課でなくて以前は、商工観光係だったかなと思うんですよね。そういうかたちのなかでやってきて産業課の中に入れたと。で、まあいろいろ仕事も大変でそういうかたちで、行政側は商工観光課に進めるんだっていうような考え方なんですけども、ただその中身についてです。例えば商店、平取の本町の商店の場合も、見てのとおり商店も古くなって、結局担い手もない。後継ぎもないようなお店屋さんも、現在もう店やめていくんだっていうようななかでね、そういうなかではじまるこの商工観光課なんですけどももっと議論されてきてもよかった部分ではないかなというふうに私は思っております。先ほどまちづくり課長から、一応、行政報告の中で説明ございました総合戦略の中でも、結局、42ページに出てる販売事業の促進、また商工業の活性化など、こういうふううたってるんですけども、こういうものが、我々にもまだ具体的にきちっと説明されてない状況の中で、どうかのかなというふうに私も疑問に思うんですよね。例えば、先ほども話出てたんだけど商店においても売り上げはどんどん減ってるだろうし、例えば工業、建築関係にしても、町の発注率だって過去の50%以下になって、そういう会社をもっていく自体がもう難しいような時代、どういような支援をするのか、その辺の具体的なものが出来なくてね、それで課をつくるんだだと、議員の皆さんに賛成してくださいって言っても、ちょっとその辺についていかがなんですかね。副町長か町長その辺の考え方をお願いします。

議長

副町長。

副町長

大変、きつご指摘でございますけども、この観光協会の設立の関係ですけども、この関係については、かなり前から行政改革大綱の中で観光協会の法人化、あるいは特置化という議論はされてきております。これは長年の課題として、今まできてたわけですけども、庁内でプロジェクトチームをつくって、本当に今の現状のなかで観光協会が独立できるのか、法人化できるのか、ということ

を真摯に議論してまいりました。その中でですね、今の観光行政、観光協会の体制のなかでは、独立をして自主自立の経営をしていく状況にはないというようなことでございます。これは当然、独立すると、町が100%丸抱えというようなかたちの協会になるでしょうから、このことについては町の行政の中に入れて、新しい課をつくって、行政として、観光に力を入れていきたいというお話で、町長の平成27年度の執行方針の中にもそのことをうたってたというふうに理解しております。1月28日の全員協議会でも、そういうようなことで議員の皆さんにお知らせをして、ご理解をいただいたというような理解で私どもはありました。ただ名称だけについては、櫻井議員がおっしゃるとおり、どうしても、観光と商工、平取町の基礎をつくってきた商工を外さないでいただきたいと、名称の中には商工を入れていただきたいということで、そういう発言がありまして、私どもも観光商工、どちらも表裏一体ということで、観光が振興すれば商工業も振興するというようなことでおりますので、観光商工という名称としたわけでございます。平成7年までですか、8年までですか、商工観光課という課が平取町には存在をしました。それ以降、町づくり振興課、あるいは町づくり推進課そして産業課ということで、一係として、商工観光係として推移をしてきたという経過がございます。また同じく商工観光課に戻るということではなくて、もう一步ステップアップしたかたちで、観光商工課というかたちで、リセットをしてですね、観光商工行政を進めていきたいという思いでこういう名称にしたということでございますので、何とかその辺についてはご理解をいただきたいということでございます。また四戸議員からご指摘がありました商工に関する各種施策についてもですね、これからも商工関係者と十分協議しながらとり進めていくということで考えておりますので、その辺についてもご理解のほどよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。以上で答弁に代えさせていただきますと思います。

議長

6番高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。私は全員協議会の際にもちょっとお話をしたんですけれども、基本的には非常に大変かなということで、大課制に行革の中でですね、大課制を目指しているなかで新しい課を設置する。しかも、今回行革の中では、先ほどからお話ししましたように、観光協会については法人化するというようなことのなかで、私は、そういったかたちの中で、当時もちょっと反対のご意見を申し上げたところがございますけれども、そういった意味では観光協会の法人化の準備のためということであれば、それもまたやむを得ないのかなというふうには思いましたけれども、今新しい課を設置して、その観光協会の法人化に向けてっていう準備ということではございますけれども、基本的には今までの課の中の係の中で法人化へ向けた準備というのは課つくらなければできないのかというのが、そういった懸念が一つ。それと、先ほど来ちょっとお話があり

ますように、この観光商工課という今お名前でご提案されてますけれども、何年ぐらいで、観光協会へ法人化をするための準備の課なのかどうかということがまず一つお聞きしたい。そして、今産業課の中に、実は商工業も農業、林業、商工業ということで、平取町の大きな産業の柱の一つとして、そういう位置付けで産業というくくりの大きな流れの中で、実は、そういうかたちで産業に位置付けをしている。基本的にはこの観光商工課がですね、基本的には何年を想定してるのかわかりませんが、3年経ったら例えば法人化にしますよっていったら、この課、商工だけしか残らなくなるんですよ。またそうすると商工を商工課ということで残すのであればまた別ですけども、またこれを産業課の中の商工係というかたちへ残すのであれば、確かに観光も新しいそういう産業に位置付けするために力を入れるんだということはわかるけれども、なぜか商工が、観光協会設立は観光協会でそんな商工もつわけではありませぬので、この課、またそういう意味では課はなくなって、なくなったときに、商工観光課だけ残すのか、それともまた産業課に戻すのかというような、またそういう議論になってくる。ですから、今言われてるように、あまりにもうちの町の産業の中の一つとして位置付けている商工業というかたちのものではありますけれども、何年たったらこう観光協会にいったときに、また商工というものが、どっちか、どっかにいってそういう流れではやはり難しいんじゃないか。ですから、一つは、観光なら観光課だけにすればいいっていうのもありますけれども、商工をふらつかせないためにも、商工観光課の従前の名前でもいいのではないかと私は考えてますけれども、どれぐらいの期間の準備期間のための観光商工課なのかということと、その観光商工課の法人化の準備がすぎて、それが観光協会になったときの商工をどのように考えてるかということについて、お聞かせをいただければというふうに思っています。

議長

町長。

町長

私のほうからお話を申し上げますが、現在の産業課の中に商工観光係というようなことで、これについてはですね、非常に産業課も業務量が多いというようなことからですね、何とか独立をしながら、そういった観光と商工に力を入れたいということで、これまで、度重なる検討をしてきた結果でございます。ご質問の関係については観光商工課の法人化がいつごろをめどということでございますが、この、法人化につきましては、現時点では、観光協会の法人化がかなうほどの町内の法人あるいは個人による協会の積極的な参加協力、あるいは出資が見込める状況にございませんので、今から3年後にそれを独立するかどうかについてはですね、それはなかなか難しいことなのかなというふうに思っております。そういった見通しが立つ状況を見て、そういった法人化を目指したいという考え方でございますし、またこれまでも商店街というか商工業に、例えば子どもの医療費の助成の無料券の地元購買運動の関係だとか、あるいは

毎年プレミアの商品券の発行だとか、そういった協力、あるいは商工会の経営に対する支援を、バックアップをしながら毎年行ってございます。いずれにしても、商工が最初に名称がないから力が入らないということではなく、観光商工、この表裏一体のなかで力を入れるというような、そういった意気込みでございまして、大所高所からご理解、ご協力をお願いしたいなというふうに考えているところでございます。

議長

6番高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。今町長の答弁の中では観光協会の準備をしていくというかたちの中では、年数的には、ちょっとわからないということでございますけれども、わからない理由が、体制を整える、事務局体制が整っても、例えば、法人格をもったときに、観光協会に入ってくれる法人の方々がどれぐらいいるかわからないから、年度的にはわからないというけれども、やはり、こういった課をつくりながら準備をする課だということであれば、一定程度やはり、目標年度というのは持つての、課の設置ということになるのではないかというふうに思うんですけれども、一応そういう目標を持ちながら、事務局体制ができれば法人の、例えば入ってくれる方々がどれぐらいいるかということではなくても、今の入っている方々をそのまま引き継ぐようなかたちのなかで、事務局体制だけとればですね、法人化できるというふうに私は捉えるんで、一定程度やっぱり年数的な目標を持つべきだというふうに思っていますけれども、仮にそのことが一つと、もう一つ、仮に観光商工課の観光が法人化で独立したら商工はまたどうするのかという、そういう考え方、そういう近い、遠い将来ではないんで、やはり近い将来の商工観光課を、じゃあどうするのかということについても、また、ご答弁をいただければと思います。

議長

副町長。

副町長

それはお答えをしたいと思います。まずは観光協会がいつ独立するのかということでございますけれども、先ほど来私も町長もお話ししておりますとおり、要するに協会として独立運営できる状況になるということが、例えば3年後なのか5年後なのかというのは今の時点ではっきり申し上げることができないということです。というのはやっぱり協会としてそれなりの財源があつて、協会独自の事業ができるという、そういうかたちにならないと本当の独立にはならないのではないか、法人化というかたちにはならないんでないかなというふうに思っております。そういうことから、まず、先ほど総務課長が説明したとおり、例えばふるさと納税の関係の事務をやっていただいて、その中から観光協会として町から手数料いただいてそういう財源を入れるだとか、そういう一つ一つやりながら、独立に向けた準備をしていければというふうに思っております。

それと観光が抜けたあと、商工だけでどうするのかという話でございませうけども、行政は、観光協会が例えば独立したとしても、行政として観光行政は残ってまいりますので、そっくりそのまま観光協会にそれを預けるということではないんで、行政としての立場の観光行政もありますんで、それは、観光と商工と一体となって、課のかたちはどうなるかっていうことは今、具体的に言えませうけども、そういうかたちで残っていくということで、理解をしております。以上でございます。

議長

ほか、7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。1月28日の全員協議会のときに、私が述べた意見ですけれども、観光について、町のこれからの将来をかけていきたいということがあって、この観光最初は推進課ということでしたけども、それについて、名称のところについても、観光をうたうことはよろしいのではないかと思いましたが、中身のことが大事だということを意見を申し上げました。その後、いろんなこと的情勢のなかで、国内交流人口の増ということで、2020年のアイヌ象徴空間、大きな建物は白老にできるということですが、全道のアイヌの平取を含めて、アイヌの振興地域においていろんなことが計画され実現していくと思っておりますが、そういう象徴空間に関するその交流人口がふえる、そして皆さんご存じのように、外国人交流人口が今、すごくふえているということがあると思っておりますけどもあとまた北海道新幹線が今月開通いたしますが、それに伴うこの日胆地域への交流人口の増も当然期待されているということがありますし、それに関して今問題となっております日高線の復旧などということもいろいろと考えあわせてですね、観光について、平取町が名前を新しい課をつくってやることについては、私はよろしいと思っておりますが、その議員全員協議会のときに言いましたように観光のあたまで課名を出したときにですね、観光協会も兼ねるようなかたちだと思っておりますけども、特に外国人観光客の方からの問い合わせ、直接の電話もありますでしょうし、インターネットでのメール等の問い合わせ等も来たときにですね、それに対応する中身の問題で、少なくともそのとき私は、課長となるべき方については、英会話、電話できたときに対応ができるような、そういう人がいないと観光課としてあたまを立てることはできないだろうし、今の外国人流入観光のなかで中国系の言語の方々、そして韓国系の言葉の方々がおられる状況の中では、課長でもいいですけども、係の中で中国語、韓国語のわかる方が配置できるかどうか、その中身の問題であったときに提案されました、1月28日からさらに1か月ほど1か月以上たちましたけれども、具体的にもう4月1日からの課長、係員の発令であれば、そのことについて、具体的に対応が、中身的に私が言いましたことが、語学について一定程度、今、最初の発令のときには難しくても、それで少なくとも私が言いました3か国語について対応できるような体制を組んでおられるかどうか、そのことについてお伺

いいいたしたいと思います。

議長

井澤議員、質問しっかり聞かしていただきましたけれど、内容についてはですね、今回の課の設置についてのことを少し超えた質問になっているというふうに聞かれますので、これは人事のことまで含めたかたちということになっておりますので、今回のこの議案からは少し超過、外れているかなど、超えているかなというふうに判断しますので、答弁についてはまた、別なかたちのときというふうに思いますが、いかがですか。

7番

井澤議員

了解しました。もう一つ、それに関しまして。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

7番井澤です。私は、今回提案されました、観光商工課については、今ちょっと意見のほうが入ったこと、全体のことがありましたけども、これからの将来のこの産業課の構造を考えたときに、観光商工課とすることについては、よろしいのではないかという意見をもちます。

議長

もう一つ言わせていただきますが、質疑のときはご自身の意見を言う場ではないということをひとつご理解いただきたいと思います。

7番

井澤議員

失礼いたしました。

議長

町長。

町長

先ほども私のほうから答弁したとおりですね、観光ばかりに力を入れるということではありませんけれども、観光は今、象徴空間のお話もございましたように、菅官房長官は、象徴空間できたら100万人来場者を呼び込むというようなことで、相当平取にも影響があるというようなことでは、そういった意味では千歳と白老と平取のトライアングルを考えながら、こちらにその1割でも100万人の1割という10万人でも来ていただくような、そういう体制を図らなければならないというふうに考えてございます。前段のお話にありますように、これまでも、商工については、私としては相当力を入れてきているというふうに考えてございます。商工の運営費の関係にしても、あるいは建物の改修等、あるいはプレミア、あるいは中学生までの医療費の地元商品券の活用など、他とは違うかたちのなかで応援をしてきたというふうに考えてございますし、また、今回もそういう即戦力の人材ということでは、観光商工の経験のあるも

のということで、そういう商工にもですね、これからいろんな相談業務だとか、そういったことも懇切丁寧に相談しながら、新しいかたちの打開策を考えていきたいなという、そういう思いでございますので、商工が前にないから力が入らないということではございませんので、これらについては、大所高所からご理解をいただきたいなというふうに思っておりますので、私のほうからの発言とさせていただきます。

議長 ほか、なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 3番櫻井です。副町長、町長とるるお話を伺いまして、商工に対する施策が片手落ちだとか、そういったことを言ってるのではなくて、やはり今回の課名ですね、これに関してはやっぱり、商工あつての観光だと思っております。副町長が先ほど言った、観光が発展すれば、商工業もそれに伴って発展するとおっしゃいましたが、やはり機軸は商工業にあると思っておりますので、私は理事者が提案された、今回のこの課名につきましては、反対せざるを得ないということをし添えておきます。

議長 賛成討論はありますか。1番松原議員。

1番 松原議員 1番松原です。私は今平取町には観光がやっぱり一番優先していくべきだと思っておりますのでこれからも観光を中心としながら、商工も発展するように、観光という名称が良いと思っておりますので、観光という、かたちをそのまま原案どおり賛成したいと思っております。

議長 次に、ほかに反対討論は。5番藤澤議員。

5番 藤澤議員 5番藤澤。反対討論をさせていただきます。議論については、先ほど来、拮抗した本数で出てるかと思っておりますので、重複を避けたいと思っておりますが、この歴史ある平取商工会、そしてこの会員の努力、そういうものを背中に感じたときに、この場では反対せざるを得ないのではないかと、非常に議会人としての葛藤を抱えながらですね、あえてこの案件には反対をさせていただきます。

議長 賛成討論はありますか。11番千葉議員。

11番 千葉議員 賛成討論、反対討論というかたちのなかで非常に私も一応賛成討論というかたちのなかで申し上げるとすればですね、観光商工か、商工観光かというその名前のことももちろん今まで申し上げられた方の意見、大変大事なことだとは思っておりますけど、問題はこれから進めていく戦略、中身、これにかかってくるも

んだというふうに判断して、私は賛成のほうに討論として申し上げたいと思います。以上です。

議長 ほかございますか。あるとすれば反対のほうですけど。10番貝澤議員。

10番貝澤議員 10番貝澤です。私、皆さんの話いろいろ聞いていて、さっき高山議員もおっしゃったように観光のほう将来独立するというのであれば、また商工について宙に浮いてしまう、それにすごく納得して聞いたわけなんですけれども、自分的にはアイヌ文化振興、いろいろ携わっていますけれども、観光は観光で単独で、できれば観光課という考えを持ちました。皆さんのお話を聞いていて。商工は産業課の中に残すというかたちにしていただきたいと考えます。

議長 ほか、賛成となりますけれども、7番井澤議員。

7番井澤議員 7番井澤です。先ほどちょっと言う場面を間違いましたけれども、いろんなことを行政を進める意味で、国内外そしてまた町内にアピールをするということが、大変大事なので、商工観光課をうしろにしてないがしろにするっていうことに、私も賛成するわけでありませぬけれども、今、町として、何が新しく課をつくってまでしようってこのその覚悟の上でどこに覚悟があるかという意味では、この観光を頭につけるこの観光商工課という課名は良いのではないかとして、賛成意見を述べます。

議長 それでは、賛成、反対につきまして、三方ずつ発言がありました。そろそろ討論を終了したいと思います。よろしいですか。それでは、討論を終了いたします。採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時15分)

議長 再開します。

日程第7、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案9ページをご覧ください。職員の給与に関する条例の一部を

改正しようとするものであります。12ページから13ページの新旧対照表をお開き願います。一部改正の内容は、職員の給与に関する条例の中に、行政職給料表等級別基準職務表及び医療職給料表（2）等級別基準職務表、医療職給料表（3）等級別基準職務表を加えるものであります。職員の給料に関する等級別基準職務表につきましては、現在、規則で定めておりますが、平成28年4月1日から、これを条例で定めることを内容とする地方公務員法の改正がありましたことから、このたび、職員の給与に関する条例に、これを掲載しようとするものであります。ご覧のとおり等級別基準職務表は職員の給料の級別に標準的な職務を簡便に記載した表であります。以上、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。4番中川議員。

4番
中川議員 4番中川でございます。この職務の級を見ていると、非常に5級6級になってきますと困難な困難なという文字がたくさん出てきますけども、ちょっとこのへんわかんないんですけど仕事に関して困難なことはどういうことなのか教えてもらえますか。

議長 総務課長。

総務課長 この表であります。最初採用されたときは1級から、だんだん職階が上がるに従って6級、最後課長は6級ということになります。その級の中でも、号俸が年とともに上がってまいります。上がっていくに従いまして、内容としてはいわゆる、言葉に直しますと難しい仕事ということで困難っていうのはありますが具体的に、役場の係、課・係の中でどこが困難、あるいはここは困難でないというのは具体的にございませぬ。この表、給料、号俸が上がるにしたがって比較的困難という言葉を使いますが、具体的にどこがどうだということはないわけでございます。そこは言葉としてですね、説明が現実的にしにくい部分でありますけれども、表のつくり方として、国の基準に基づいて、町が作成しているものでございますので、その点についてご理解をいただきたいというふうに考えております。

議長 中川議員。

4番
中川議員 そういう話でしたら仕方がないのかと思いますけども、通常であれば、私は農家をやっていますけども、むずかしい仕事であっても、これは自分の仕事だと思っているのでね、ここで困難なと思ったのがちょっと私ちょっと意味、理解できないかなと思っただけでありますので。わかりました。

議長

ほかに質疑はございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町固定資産評価審査委員会条例の全部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第4号平取町固定資産評価審査委員会条例の全部改正についてご説明を申し上げます。議案書15ページをご覧ください。平取町固定資産評価審査委員会条例の全部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧ください。それでは、本条例の全部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は行政不服審査法が平成26年6月、また行政不服審査法施行令が平成27年11月に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、平取町固定資産評価審査委員会条例を改正するものでございます。主な改正内容としましては、審査請求書の提出及び提出書類等の写し等の交付にかかる手数料、また事件記録の対象となる書類等の時効を条例で定めるものであります。また、今回の改正は、字句等の改正がほとんどの条文に及び、一部改正の方法を用いれば複雑になってしまうため、全部改正しようとするものであります。従いまして、今回の行政不服審査法の改正に伴い、条例の条文が追加となった部分についてのみ、ご説明を申し上げたいと存じます。このページの中ほどより下の第4条、審査の申出についてですが、第2項において、審査申出書に記載する事項を第1号の次に1号追加して2号とし、審査の申出に係る処分の内容の事項を追加するものであります。次のページをご覧ください。この条の第5項の次に1項を追加して第6項とし、審査申出人は代表者等が資格を失ったときは、その旨を書面で委員会に届け出をしなければならないと定めるものであります。次に第6条、書面審理についてですが、第3項の次に1項を追加して第4項とし、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、町長に送付しなければならないと定めるものであります。次の次のページ、19ページの第10条、第11条をご覧ください。第10条、第11条は第9条の次に条を追加して提出書類等の写し等の交付にかかる手数料について定めるものであります。第10条、手数料の額等についてですが、第1項では手数料の額について用紙1枚につき白黒で複写されたものを10円、カラーで複写されたものを20円と定めるものであります。また、第2項については、手数料の納付の方法について定めるものであります。次に、

第11条、手数料の減免についてですが、審査申出人が経済困難により、手数料を納付する資力がないと認めるときの減免について定めるものであります。すなわち、1件につき2千円を限度として減額し、免除するものであります。また第2項、第3項については免除の手続きを定めるものであります。次のページをご覧ください。第13条、決定書の作成についてですが、決定書に網羅しなければならない事項を追加するものであります。附則をご覧ください。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。第2項の適用区分については、平成27年度までの固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、従前の例によるものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町固定資産評価審査委員会条例の全部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは、議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、21ページのほうをご覧くださいと思います。今回の条例改正につきましては、義経公園内に現在あります簡易トイレに代わりまして水洗のトイレを設置したいということで、平成28年度において事業を計画しているところでございます。事業費について、起債とするため、設置予定箇所について公園内に入れる必要があり、今回条例の改正をするものでございます。それでは新旧対照表で一部改正の説明をいたしますので、23ページをご覧ください。別表第1、名称、位置及び面積のうち、義経公園の位置に沙流郡平取町本町93番地1、93番地2、及び94番地1の3筆を加え、面積につきましては3万4794.6平方メートルを3万5886.41平方メートルに改めます。航空写真のほう皆さんのお手元にいつてるかと思いますが、そちらのほうに載っております義経神社の参道の横、道道横になりますけれども、94の1、93の1、93の2を公園内に入れたいということでございます。現在93の1にある、右下にある白い部分につきましては、簡易トイレになっているところでございますけれども、そちらのほうにですね、簡易水洗のトイレを設置したいという考えでございます。また、附則としてこの条例につき

ましては公布の日からとするものといたします。以上、平取町民公園条例の一部を改正する条例について、説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町民公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第6号平取町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書24ページでございます。皆さまのお手元に別紙資料を配布しておりますが、それで、説明させていただきます。1番の、まず今回の制度の概要ということであります。「地域における医療及び、介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」が公布され、介護保険法が改正されることに伴いまして、地域密着型サービスに新たに「地域密着型通所介護」が創設されることになりまして、今回、提案させていただきました。現行の通所介護、いわゆるデイサービスは、1か月当たりの平均利用延べ人数により大規模型Ⅰ、Ⅱ、通常規模型、小規模型と4区分されております。今回の制度の改正により、道が指定する通所介護の小規模型通所介護(300人以内)が地域密着型サービスへ移行されます。すべての小規模型通所介護が地域密着サービスへ移行ではなく、道の指定のままとなる大規模型の通所規模型のサテライト型事業所と平取町が指定する地域密着型通所介護(利用定員18人以下)と小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の2区分ということになります。2ページでございますが、条例案に対する考え方ということになりますが、現在の条例は国の基準に基づいた条例であり、今回の条例の一部改正にあたっては、多くの条文において平取町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めることの特段の事情、地域性は認められないため、原則として、国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準に基づいて、平取町の条例の一部を改正するものであります。条例の概要であります。地域密着型サービスの移行について、地域密着型通所介護は、創設となり、条文上、新規の追加ということ

になります。それと、小規模多機能型居宅のサテライトへの移行は小規模多機能型居宅介護等の一部改正の対応となっております。また、複合型サービスの名称は、看護小規模多機能型居宅介護と変更することとなります。それでは、内容について、議案書の43から98ページということになりますので、内容につきましては要点のみ、説明させていただきます。新旧対照表の48ページになりますが、追加する条例といたしまして、第3章の2の地域密着型通所介護の条文、第59条の2から38において、基本方針、人員、設備、運営に関する基準の記録の整備を2年から5年へと変更している以外は国の基準どおりであります。まず第1節の基本方針として、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練等を行い、社会的孤立感の解消や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとしております。第2節の人員に関する基準においては、生活相談員の従事1名の確保、看護職員の従事1名、それから介護職員の利用者15名に対して従事1名、それから利用者5名を超えるごとに専従1名を追加し、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員の人員及び管理の従事等についての規定をいたしております。次に新旧対照表、50ページになりますが、第3節の設備に関する基準として、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設置義務や利用定員に応じた施設面積などを規定しております。次、51ページですが、第4節の運営に関する基準においては、サービス担当者会議等への出席の義務や、法定代理受領サービス及び法定代理受領サービスに該当しない費用の範囲や利用者への説明責任、介護計画作成の義務、管理者の責務、それから運営規定、地域との連携等を規定しているところであります。次、58ページになりますが、第5節の指定療養通所介護ですが、常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者またはがん末期者を対象にした療養通所介護において同様に国の基準としております。次、67ページになりますが、第4章より第9章における改正内容ということになります。次、第3章の2、地域密着型通所介護が新たに追加したことにより、第4章から第9章の準用先を第3章の2、地域密着型通所介護に改めたもので第4章以降において準用した条文、第67、68、72、74、76、77、78条を削除しております。次に73ページになりますが、従業者の員数等ということで、第82条6項の小規模多機能型居宅介護に併設される施設等と同一敷地内にある施設等における従事者の業務の変更、また76ページになりますが、登録定員数、第85条の上限の変更、25から29名に変更しております。またその利用定員の上限も変更しているところであります。次、80ページになりますが、認知症対応型共同生活介護のユニット数の緩和ということになります。第113条の一つの事業所における、共同生活住居数が1、2から3に拡大ということになります。次、第9章、89ページからになりますが、これは複合型サービスの名称の変更ということで、看護小規模多機能型居宅介護と改正さ

れているところであります。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日より、施行ということになります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第7号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書は、99ページになります。先ほどの第6号の議案と関連なりますが、条例案に対する考え方でございますが、先ほどと同じく、今回の条例の一部改正にあたっては、多くの条文において、平取町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定める特段の事情、地域性は認められないため原則として、国の基準に基づいて、平取町の条例の一部を改正するものであります。条例の概要といたしまして、平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正と同様、予防の条例も一部改正ということになります。新旧対照表の104ページになりますが、指定介護予防認知症対応型通所介護での夜間利用の届出、第7条ということになります。それと、地域との連携等ということで、第39条における運営推進会議の義務化、それに伴う準用先の変更によりですね、変更と削除をしております。108ページになりますが、従事者の員数等ということで、第44条6項は項目を図示したところであります。それと指定介護予防小規模多機能型居宅介護での併設される施設等の同一敷地内にある施設における従事者の業務の変更及び登録定員、第47条になりますが、111ページになりますが、25名から、これも29名に上限の変更をしております。また利用定員も上限の変更ということになっております。また、サービス名も複合型サービスから、看護小規模多機能型居宅介護に改正されております。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行ということになります。以上で説明を終わります。ご審議のほど

よろしく申し上げます。

議長

説明が終了いたしました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号町道の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第8号町道の廃止につきまして、ご説明申し上げます。廃止しようとする路線につきましては、路線番号357番、豊糠中央線であります。見取り図でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。この路線につきましては、3月19日に道道宿志別振内停車場線としての供用開始に伴い、道へ移管となることから、町道を廃止しようとするものであります。豊糠中央線の起点は豊糠24番地4、終点豊糠12番地3、総延長1286.6メートル、実延長1280.4メートル、重用6.2メートル、幅員3.0メートルから5.5メートルであります。以上で町道の廃止につきまして、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号町道の廃止については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平取町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

118ページ、議案第9号平取町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてをご説明申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基

づきまして、平取町過疎地域自立促進市町村計画の策定について同法第6条4項の規定によりまして、北海道知事との協議が完了したことから、議会の議決を求めるものでございます。本計画でございますが、時限立法である過疎地域自立促進特別措置法が平成33年3月までの5年間延長になったことから、平成28年度から32年度の5年間の計画を策定するものとなっております。それでは、計画の概要等を説明いたしますので、お配りしております計画書をご覧くださいと存じます。本計画につきましては、2月18日の総務文教常任委員会でも一度説明させていただいておりますので、そういった経緯もありますので、概略的な説明とさせていただきたいと存じます。まず表紙をお開きいただきまして、目次になっておりますけれども、本計画の組立てといたしましては、1.の基本的な事項で平取町の概要等を説明しておりまして、2.の産業の振興から10.その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、各項目ごとに現況と課題、その対策、計画を示しているという内容になってございます。1ページから8ページまでは、平取町の概況、人口及び産業の推移と動向、財政状況となっておりますので、統計的な内容となっておりますので、説明を省略させていただきたいと存じます。9ページをお開き願いたいと存じます。自立促進の基本方針として、第6次の平取町総合計画を基本に、農林業、観光、保健福祉、生活環境、人づくり、町民活動などの分野による基本的施策を推進する内容となっておりますので、計画期間、一番下でございますが、平成28年4月1日から平成33年の3月31日までの5か年となっております。10ページからの各項目につきましては、その現況と問題点と具体的な計画のみを説明させていただきたいと存じます。10ページの産業の振興の農業でございますが、農業者の高齢化、施設野菜の専業等による広い農地を必要としない営農形態にシフトしており、農地の有効活用と耕作放棄地を防ぐ取り組みが急務となっております。林業におきましては、化石燃料、原子力が不安視されるなか循環資源である森林に対する期待は高まっているものの、安価な外国材の依存など不安定要素は拭えず、伐期を迎えたカラマツ材の販路拡大が林業経営に不可欠なものになっているというふうな表現になってございます。次に商工業でございますが、少子高齢化による人口減、販売力の低下、経営者の高齢化、後継者不足など、地元商工業にとっては厳しい状況が続いているという内容になってございます。11ページ、観光・レクリエーションでございますが、びらとり温泉ゆからの開業によりまして、滞在型観光への移行を図るため、観光拠点の充実と急増している外国人観光客に対応できる受入体制の整備等、豊富な観光資源を活用した観光メニューの構築や、それらに対応した体制強化が求められているというふうにしてございます。次に、企業誘致でございますが、国内の新規企業進出は大変難しい現況にあるものの、地域資源や町内全域に整備されている高速情報通信網などを活用し、制度の創設や支援など新たな取り組みが必要となっているとしてございます。こういった問題課題に対して対応する事業といたしましては、具体的な事業が13ページから14ページに記載

してございます。これは具体的な計画ということになります。この計画でございませうけれども、農業の基盤整備におきましては中山間地域型の農業整備事業で、平取南地区、去場地区簡易水道配水管整備事業というような計画になってございます。中ほどの林業でございませうけれども、町有林造成事業、民有林活性化推進事業、農業の経営近代化施設におきましては、牛舎の改修を含めた、町営牧野の整備事業、地場産業の振興の試験研修施設は、農業振興事業試験展示補助設置等、地場産業の振興、生産施設という（４）でございませう。これは、ここにおきましては、害獣防止柵の整備事業、中山間地域等直接支払交付金事業、次のページでございませうけれども、実践農場管理の委託事業というふうになってございます。（８）の観光又はレクリエーションとしましては、二風谷地区の市街地再整備、ファミリーランド施設整備、義経公園整備、総合グランド改修整備、町民体育館整備、ニセウエコランド改修整備とになってございます。過疎地域自立促進特別事業におきましては、企業立地促進対策、第三者継承就農支援事業となっております。その他として、小規模治山事業というふうになってございます。前ページ、１３ページの下から２番目の事業主体でございませうが、これ古い平取町農業協同組合ということになっておりますので合併後の名称に訂正をさせていただきたいと思っております。びらとり農業協同組合ということで、大変失礼いたしました。続きましては１５ページになりますけれども、交通通信体系の整備、情報化及び都市間交流の促進についての現状と問題点につきましましては、道路・橋梁におきましては、道路施設の大半が３０年を経過した道路、損傷が目立ち、改修や補修をする路線が増大しているということから、効果的、効率的な改修・補修が求められているということにしてございます。次に交通ですが、主に交通機関の利用者が中高生、高齢者となっておりますけれども、民間路線バス運営費の赤字補てんは乗客の減少などにもより赤字が増加し、補助金の額が年々増加しているという状況にあります。また、町民の交通の利便性に関するニーズも高く、高齢者、中高生のニーズに対応した公共交通と町外からのアクセスとしての公共交通の充実が求められています。次に、情報通信におきましては、ブロードバンド・ゼロ地域解消のための、光ファイバー網整備など、国の補助金を活用し、整備を進めてまいりましたけれども、地上デジタルテレビ放送への移行による新たな難視世帯の発生、携帯電話についても、一部まだ不感地帯があるということから、その対応が求められているということにしてございます。地域間交流につきましましては、日本一の広さを誇るすずらん群生地をはじめ、幌尻岳、アイヌ文化、高規格道路も整備され、都市部へのアクセスも向上しているものの、情報の提供手段などが確立されておらず、地域間交流の施策は十分に展開されている状況にはないということにしてございます。そしてこのような課題に対応する計画といたしましては、１７ページからでございませうが、市町村道の道路の整備といたしましては、二風谷作業場線から幌毛志川向線道路整備事業まで、１２路線と通学路交通安全対策が計画に計上されております。その次に、橋梁の整備といたしましては、橋梁

長寿命化修繕、その他としては、道路整備、道路施設整備となっております。
18ページの林道におきましては、芽生線ほか1路線の林道開設事業と、オユニベ線の改良事業、電気通信施設等情報化施設では平取町携帯電話鉄塔施設整備、地域情報通信基盤整備としてございます。地域間交流では、鶴川・沙流川WAKUWAKU活性化事業としてございます。過疎地域の自立促進特別事業としましては、バス運営費の補助事業及び地域公共交通活性化事業というような事業内容になってございます。続きまして19ページ、20ページの生活環境の整備でございますけれども、現況と問題点につきましては、水道は施設の老朽化により水道管の更新が急務となっている。各地で運営されている小規模水道施設についても、老朽化のため、支援体制の検討が求められているというふうにしてございます。また、生活排水につきましては、老朽化した施設の計画的な整備、改修を行うとともに、雑排水処理施設の未普及地区の整備の必要性を記載しております。消防救急につきましては、防災拠点となっている消防庁舎等の老朽化、消防車両の老朽化などもあり、特に、消防車両は早急な対応が求められていると。住環境におきましては、公営住宅は、相当数が老朽化し、耐用年数を超えているというような状況になっていることから、既存住宅の長寿命化と計画的な建て替えによる整備が求められていると。廃棄物処理では、ごみ減量化、リサイクル意識は浸透してきており、さらなるごみの減量化、資源化、有効利用と、特に燃やすごみの減量化が課題となっているということでございます。これに対応する計画としては、21ページ、22ページでございますが、水道施設としては上水浄化設備改良工事や配水管の計画的な布設替、荷菜地区の増圧ポンプ場の新設などの整備となっております。下水処理施設では、生活雑排水施設の整備事業、雑排水施設区域拡大事業、浄化槽の設置整備事業、廃棄物処理施設のごみ処理施設としては、平取町外2町衛生施設組合の各種の事業がここに計画されています。消防施設としては、日高西部消防組合が実施する消防庁舎・分団詰所整備ほか22ページに記載のとおり事業が計画されているということでございます。公営住宅につきましては、公営住宅建替、大規模・小規模の改修事業、職員住宅の大規模改修事業ということになってございます。

議長

休憩します。再開は1時とします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは再開をいたします。午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは23ページから説明を再開させていただきます。23ページ、5.高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。まず、児童福祉であります

すけれども、少子化の影響で保育所利用者が年々減少傾向にあることや、保護者の就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、さまざまな場面を通じ、適切な支援が必要となっています。子どもや子育て家庭を地域全体で支える体制が必要となっております。高齢者福祉ではひとり暮らし高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加等により、町内での住み替え、町外転出も余儀なくされる現況もあることから、住み慣れた地域でより長く居住できるよう、保健・福祉・医療の枠をこえた検討が必要となっていくとしてございます。24ページの障がい者福祉ですけれども、障がい者の社会参加への意識が高まっている一方で、障がい者に対する理解不足、誤解などが存在することから、これらの社会的障壁の解消を図ることが必要となっているというふうにしてございます。これに対応する計画といたしましては、高齢者福祉施設老人ホームということで、平取かつら園維持補修事業、過疎地域自立促進特別事業として、生活支援ハウス整備事業が計画されているというところです。25ページ、医療の確保でございますが、現状と課題としては、医療ニーズの高度化・専門化、国保病院については、医療スタッフの確保、施設の老朽化が課題としてあげられております。これに対応する計画といたしましては、診療施設の病院として、国保病院改築事業が計画されているというところです。26ページをお開き願います。続いて教育の振興でございますけれども、現状と課題の学校教育では、特に小中学校教育では、思考力・判断力・表現力等の問題解決的な学習に課題がみられ、体力・運動能力も全国平均よりも低い傾向となっていると。次に、社会教育では家庭を取り巻く環境は変化し、家庭の教育力の低下が課題となっていると。各種団体においては、指導者などの人材育成が必要で、活動の拠点としての施設では、老朽化が進んでいるという状況です。これに対応する計画といたしましては、28ページをお開き願いたいと思います。学校教育関連施設といたしまして、振内中学校の校舎屋体整備事業、学校トイレの改修、教職員住宅の整備、学校給食備品整備事業が計画されております。社会教育関連といたしましては、長知内ふれあいセンター周辺整備、芽生生活改善センター改修、貫気別生活館整備、振内町民センター整備、図書館システム等整備事業が計画されているというところです。29ページですけれども、次に地域文化の振興等の現況と問題点の芸術文化に関しましては、芸術文化については家庭によって、鑑賞機会の差が大きくなっていることや、文化団体は高齢化や会員の減少等の課題もあり、新たに文化活動を継続するための人材育成を進める必要があるということにしてございます。アイヌ文化については本町はアイヌ文化が豊富に蓄積する地域として、国内外に知られており、さらにアイヌ文化の理解促進と普及啓発を進める必要があると。2020年の象徴的空間整備事業に向けても、本町の機能分担が位置付けられていることから、これらを視野に関係機関と連携し、専門性をさらに高め、国内外に情報発信を進める必要があるというふうにしてございます。これらに対応する計画といたしましては30ページの地域文化振興施設として、平取町民芸品共同作業場整備事業、

その他として、アイヌ文化体験学習事業、アイヌ文化環境保全事業、イオル整備推進事業、地域文化資源等ネットワーク形成事業が計画されております。31ページの集落の整備の現状と課題でございます。行政管理面積が広く、本町・振内・貫気別の3地区を拠点として17の集落が点在しておりますけれども、沙流川総合開発事業による整備、バイパス事業による町並整備や定住促進策も進められてきたと。地域におけるコミュニティ活動の必要性は高まっているものの、人口の減少、少子高齢化、住民同士の希薄化により、地域コミュニティである自治会の維持が難しい状況となっております。これに対応する計画といたしましては、過疎地域自立促進特別事業といたしまして、就農者促進対策事業、新規参入者就農促進対策事業、民間賃貸集合住宅整備費助成事業、空家等対策推進事業が計画されています。最後になりますけれども、32ページ、10. その他地域の自立促進に関し必要な事項の現況と課題では、平成20年2月に平取町地域新エネルギービジョンを策定し、公共施設への新エネルギー活用施設の導入を推進してきましたけれども、平取町において、最も有望なエネルギー資源である木質バイオマスの活用について、バイオマス産業都市に認定されたことから、域内資源の有効活用、産業の有効活用に向けて具体的な検討を進めることということにしております。33、34ページは過疎地域自立促進特別事業を再掲しております、過疎債のうちソフト事業に該当する事業について、計上しているものでございます。さらに、参考資料といたしまして、今説明をいたしました計画の実施主体、事業内容、事業費の年度区分及び平成28年度の概算事業計画を配布しております。これは、第6次の平取町総合計画の実施計画の計上事業を基本といたしまして、過疎対策事業として、過疎債の対象事業となりうる事業について計上したものでございます。参-5ページをお開き願います。ご覧いただきたいと存じますが、5年間の事業費総計でこの下から五つ目の数字ですけれども、107億3378万6千円を5年間の事業費総計としてございまして、過疎対策事業として、今後、年度ごとのローリング作業を経ながら、実施される予定となっております。各事業に伴う説明は省略をさせていただきますので、後ほどご一読いただければと思います。以上、議案第9号平取町過疎地域自立促進市町村計画について説明させていただきましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

委員会に提示されたときに、間違いがあるのではないかとこのところが訂正されてないので、確認をいただきたいんですが29ページです。地域文化の振興等のところの上からいきますと2、4、6、7行目の活動団体は本町文化協会、振内文化協会、貫気別文化協会、荷負文化協会の4団体があるということですが、委員会のときにここは荷負文化協会は今解散していないということをご指摘したんですけども、なおっていないので、これについては、配付の場合、と

きについては訂正をしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

大変失礼いたしました。そのときの指摘のとおりということでございますので、今日改めてそこを削除させていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

議長

ほかにはございませんか。はい、なければ質疑を終了いたします。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号平取町過疎地域自立促進市町村計画の策定については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号平成27年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第10号平成27年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の119ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ8236万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、59億6555万8千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正」によるものとし、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるものとしてあります。また、第3条において、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の132ページをお開きいただきます。科目は、2款1項1目一般管理費13節委託料、自治体情報セキュリティ強化業務委託料964万1千円、並びに選挙人名簿システム改修業務委託料34万円、委託料合計998万1千円の追加であります。自治体情報セキュリティ強化業務は、町民の氏名・住所・生年月日等の基本情報や税情報に関する電算行政システムに関して、これを操作する町職員に対し、本人確認のための指紋認証制度を新たに導入するとともに、電算システム内の機械上のセキュリティを技術的に強化するものであります。国からの補助金50%、残り50%は、補正予算債という起債ですが、これは、起債額のうち2分の1が、交付税に算入されるものであります。選挙人名簿システム改修業務は、有権者年齢を

満20歳以上から18歳以上に引き下げられることに伴い、従来は、転入してから3か月が経過しないと、選挙人名簿に登録されませんでした。公職選挙法の改正により、本年6月19日以降に公示される国政選挙からは、新たな市町村に転入し3か月が経過していなくても、異動する前の住所地で3か月以上住民登録があれば、当該異動前の住所地で投票できることになったことにより、これに対応するために、選挙人名簿システムの改修を行うもので、国からの2分の1補助を受けて実施するものであります。新たに選挙権を付与されることになる18歳から20歳までの方は就職、進学のため住所を異動する可能性が高いことからこれに対応するための法改正によるものであります。19節負担金、補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金91万7千円であります。これは、マイナンバー制度に基づく個人番号カード交付のための負担金であり、国からの100%補助事業であります。3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金498万円は、国から市町村国保への支援拡充を目的とした保健基盤安定負担金の算定方法の改正と地方財政計画に基づく国保財政安定化支援事業に関する市町村の一般会計から国保会計への繰出金の基本的考え方を見直しに伴う繰出金の増加が主な内容であります。続いて、133ページ上段であります。3款1項4目国民年金費13節委託料、国民年金システム改修委託料36万6千円あります。これは、27年度に、国民年金の免除申請などの届出様式が変更になったこと、また、28年度からは、若年者や学生納付特例などの納付猶予対象者が、従来の30歳までから50歳までに拡大されることから、国民年金システムの改修が必要になるものであります。27年度中に改修すれば、国民年金事務費交付金、100%の国からの交付金であります。この対象になることから、このたび予算補正をするものであります。次に、3款1項10目福祉施設費19節負担金、補助及び交付金214万8千円の減額であります。これは、平成27年9月議会定例会で予算補正の議決をいただきました平取かつら園屋上防水改修事業に対する町からの2分の1補助金であります。当初これを一般財源から捻出することとしておりましたが、申請の結果、起債、過疎債が認められたことから、このたび財源の振り替えを行うものであります。なお、当初かつら園の全体事業費は3千万円でしたが、入札結果により、2570万4千円となったことから、町の補助金をその2分の1である1285万2千円に変更し、12月予算補正額1500万円との差額214万8千円をこのたび減額するものであります。続いて、134ページ上段をお開き願います。3款2項2目児童措置費13節委託料、常設保育所運営費456万9千円の追加補正であります。これは、常設保育所に関する国の公定価格の単価が平成27年4月にさかのぼり、1.29%引き上げられたこと、並びに昨年12月以降の途中入所児童の増加による保育所運営経費の増嵩によるものであります。続いて、4款1項4目環境衛生費12節役務費、手数料225万円、13節委託料360万円の追加補正であります。これは、シカの捕獲数の増加による追加補正で、12節役務費、手数

料は、指定処理施設における解体手数料、13節委託料は、シカ捕獲業務及び指定処理施設に搬出するための委託料であります。次に、135ページをご覧ください。4款1項6目診療所費18節備品購入費、振内診療所医療機器購入に関する財源の振り替えに関する補正であります。27年度当初予算において計上いたしておりました振内診療所の超音波画像診断装置の購入予算425万円の財源のうち、210万円を当初、起債に求めることとしておりましたが、これをふるさと応援基金繰入金に振り替えしようとするものであります。次に、5款1項2目農業振興費13節委託料、中山間地域等直接支払対象農地測定業務委託料の財源振り替えに関する補正であります。27年度当初予算で計上しておりました中山間地域等直接支払対象農地測定業務委託料の財源として、起債が認められましたことから、当初はダム基金繰入金から2880万円を捻出しようとしていたものを、このたび、起債、これは過疎債であります。これに振り替えしようとするものであります。次に、136ページをお開き願います。8款1項1目消防費19節負担金、補助及び交付金26万9千円の減額補正であります。日高西部消防組合消防本部における燃料費、高熱水費の減額補正に伴い、平取町からの負担金予算を減額するものであります。続いて、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金4300万円の追加補正であります。平成27年度国保病院の経常損失を補てんするため、その資金を一般会計から繰出すものであります。次に、137ページ上段、12款2項7目平取町ふるさと応援基金積立金25節積立金1431万6千円を平取町ふるさと応援基金に積み立てようとするものです。27年度におけるふるさと応援寄付金の収入見込みは、3200万円で、そのうち返礼品の購入費や送料・手数料1768万4千円を除いた残り1431万6千円をこのたび基金に積み立てるものであります。続いて、12款2項8目平取町金券基金積立金25節積立金80万円の追加補正であります。これは、子育て支援医療費還元事業にかかわる金券について、27年度現在の執行残が20万円程度であり、今後において、100万円程度の支出が見込まれることから、不足額80万円の金券交付に対応するため、金券基金に積み立てる追加補正をしようとするものであります。歳出については、以上です。一方、歳入につきまして、ご説明いたしますので、125ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税1節地方交付税3005万8千円の追加補正であります。27年度当初予算を上回る普通交付税の収入があることから、この分を追加補正するものであります。続いて、12款1項1目民生費負担金1節児童福祉費負担金5万6千円の追加であります。歳出の134ページ上段でご説明いたしました常設保育所運営費の財源で、保護者の負担金分であります。次に126ページ、14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金221万6千円は同じく歳出134ページでご説明した常設保育所運営費に関する国からの負担金であります。4節保険基盤安定費負担金355万8千円は、132ページ下段でご説明いたしました国民健康保険特別会計繰出金498万円の財源の一部になるもので、国からの

負担金であります。続いて、14款2項1目総務費国庫補助金3節総務管理費補助金590万7千円のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の91万7千円は、歳出の132ページ上段でご説明いたしました地方公共団体情報システム機構負担金と同額が国から補助されるものであります。次の選挙人名簿システム改修費補助金17万円は、132ページ上段でご説明いたしました選挙人名簿システム改修業務委託料34万円の2分の1に相当する金額で、平成27年度に限り、国から補助されるものであります。次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金482万円は、132ページ上段でご説明いたしました自治体情報セキュリティ強化業務委託料964万1千円の約2分の1に相当する金額で、平成27年度に限り、国から補助されるものであります。次に127ページ上段、14款3項2目民生費国庫委託金1節国民年金委託金36万6千円は、133ページ上段でご説明いたしました国民年金システム改修業務委託料の100%の金額が国から委託金として交付されるものであります。続いて、15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金110万8千円は、134ページ上段でご説明いたしました常設保育所運営費の4分の1にあたるもので、北海道からの負担金であります。4節保険基盤安定費負担金221万4千円は、132ページ下段でご説明いたしました国民健康保険特別会計繰出金498万円の財源の一部になるもので、北海道からの負担金であります。国から市町村への支援拡充を目的とした保険基盤安定負担金の算定方法の改正と地方財政計画に基づく国保財政安定化支援事業に関する市町村の一般会計から国保会計への繰出金の基本的考え方の見直しに伴い、繰出金を増加させる計算の結果、当初予算との差額として、国・道から町への保険者支援分これが711万6千円と算出され、そのうち、道負担分4分の1、また町の国保税軽減分が58万円と算出されたこのうち道負担が4分の3、これ町は4分の1であります。道の4分の3、この二つの金額の合計が、221万4千円となるものであります。次に、128ページ上段をご覧ください。15款2項3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金475万3千円は、134ページ下段でご説明いたしましたシカ捕獲業務及び指定処理施設に搬出するための委託料及び解体手数料の財源となるもので、北海道からの補助金であります。続いて、18款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金2880万円の減額であります。これは、135ページ下段でご説明いたしました中山間地域等直接支払対象農地測定業務委託料の財源が起債に振り替えになることによりまして減額となるものであります。次に、129ページ上段をご覧ください。18款繰入金1項基金繰入金4目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金210万円は、135ページ上段でご説明いたしました振内診療所医療機器購入費の財源が、起債からふるさと応援基金繰入金に振り替えることによるものです。続いて、19款1項1目繰越金1節繰越金1452万6千円であります。これは今回の補正に関して対象となる国や道の補助金・交付金・起債など、可能な特定財源を充当した

上で、なお不足する財源につきまして、平成26年度一般会計繰越金から求めようとするものであります。次に、130ページ上段21款1項1目総務債1節総務債、自治体情報セキュリティ強化対策事業480万円は、歳出の132ページ上段でご説明いたしました自治体情報セキュリティ強化業務委託料964万1千円の約2分の1に相当する額で、国からの補助金を差し引いた残額を補正予算債という起債に求めるもので、この起債のうち、2分の1は交付税算入されるものであります。次に、21款1項2目衛生債1節衛生債、振内診療所医療機器整備事業210万円の減額は、歳出の135ページ上段でご説明いたしました振内診療所医療機器購入費の財源が、起債からふるさと応援基金繰入金に振り替えることにより減額するものであります。次に、131ページ上段、21款1項3目農林水産業債1節農業債2880万円中山間地域等直接支払対象農地測定事業については、歳出の135ページでご説明いたしましたとおり、その財源をダム基金繰入金から起債に振り替えることによるものであります。続いて、21款1項7目民生債1節民生債1280万円平取かつら園屋上防水改修事業について、歳出133ページ下段でご説明いたしましたように、財源を一般財源から起債、過疎債に振り替えるものであります。以上が、第1表歳入歳出予算補正の事項別明細に関する内容であります。次に、122ページ第2表繰越明許費をご覧願います。2款総務費1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業964万1千円、9款教育費3項中学校費、振内中学校耐震補強事業1億8734万6千円、これは平成27年8月議会で補正議決いただいたものであります。以上について、平成28年度に予算を繰り越そうとするものであります。次に、123ページ第3表地方債補正をご覧願います。この表は、このたびの予算補正に伴う起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。以上平成27年度平取町一般会計補正予算第8号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。134ページ、4款1項4目13節のシカ捕獲業務の委託料についてお尋ねをいたします。今回、一般財源のほうから109万7千円ほどの補正でございますけども、防護柵の設置、まあ大々的に国道とか各私道を中心になされたわけでございますけども、その後の農業被害はどのような数字として減少してきているのか、また交通事故等も含めて、今現況どういう状況に置かれているのか、それからもう一つ、どうしても捕獲の委託ということになれば、ハンターの高齢化とか、以前から言われてますハンター数の減少とかの対策がどのようになってるのかなってということが、もう1点。それから、この防護柵を設置した後の修理の必要箇所もなんか地域によっては少し出てきている

ようなところもあると思うんですけどその対策はどのように取り組んでいるのか。以上のことについて、現在わかってる範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。

議長

産業課長。

産業課長

シカ柵の関係ですけれども、はっきりした数字今ちょっと持ってきてないんですけれども、シカ柵を張る前の被害、農業被害が2億円程度、シカ柵を張った後、7千万程度に落ちたということで、6割から7割程度、被害が少なくなったというふうに記憶しております。あとでまた、はっきりした数字を述べたいと思います。今年度もですね、1月にJAのほうで営農計画を策定するときには農家の皆さん方に聞き取りを行っております、そのなかで数字をまとめるということで、もうしばらくたったら金額的なもの等が出せるかと思っております。またシカ柵が設置されてから何年かたちまして、修理箇所等出てきているということですが、その地域の管理組合のほうで管理をしていただいております。修理等を行っていただくということで話をしております、何地区かについては、JAのほうから、農業者負担分について各地区の管理組合のほうに金額が戻っているということで、それを財源として、修理等を行っているというふうに認識しております。以上でございます。

議長

町民課長。

町民課長

それでは、猟友会に対する支援についてご回答させていただきます。まずハンターに対する支援につきましては、ハンター保険というものがあるんですけれども、この加入に対する助成を行っております。また高齢化に対する助成につきましては、新たに狩猟免許を取得する方に対して免許取得費用の一部を助成させていただきます。以上です。

議長

11番千葉議員。

11番
千葉議員

もう一つちょっと質問の中で尋ねた件がありまして、交通事故の減少傾向にあると思うんですけども、いまだに私も夜ちょっと遅い時間とか帰ってくるとシカが横断してるの何回か遭遇してますけども、交通事故の状況については、今資料お持ちでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

国道の事故に関しては、開発の日高道路事務所に再三お願いをしております、詳細な数字は最近のはちょっと聞いておりませんが、以前よく事

故があったところは本当に激減してるというところでございまして、ただ事故があって、この箇所はというようなところはその都度、また日高道路に防護柵、道路用のですね、防護柵等の設置は要望してるということで、非常に減少傾向にあるということは聞いております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

わかりました。それで前段申し上げました、農業被害の関係、詳しい数字がまだ出そろってない向きもありますけども、できればそうですね防護柵設置以前は2億円前後の確か農業被害出ていたということで我々もその当時の資料持ってますけども、6、7割程度は抑えられて7千万前後かなというご回答でありましたけども、それも調査結果が出たかたちのなかで、できれば産業厚生の常任委員会でもいいですし、なにかの機会に資料として提出を求めたいと思いませんけどいかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

産業厚生常任委員会で報告をさせていただきたいと思えます。26年度の数字については出ておりますので、後から資料をお渡ししたいと思えます。27年度分につきましては先ほど言ったとおり、1月に営農計画のときに聞き取りやっておりますので、その数字がシカの被害について、その数字がまとめ次第、常任委員会のほうで報告をしていきたいと思えます。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平成27年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第11号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案理由をご説明いたします。議案書139ページをお開き願います。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ866万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9823万2千円にしようとするものでございます。それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、143ページ

をお開き願います。11款1項2目償還金23節償還金利子及び割引料866万1千円の追加でございます。療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者の療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金にかかる費用の32%相当額が国から助成されるものでございますが、平成26年度分につきましては、1億3664万6837円の概算交付を受けておりましたが、実績報告の結果、交付金の確定額が1億2830万9793円となったことから、833万7044円の返還金が生じたため追加するものでございます。また、特定健康診査等国庫負担金返還金と同じく道負担金返還金につきましても実績清算の結果それぞれ16万2千円の返還金が生じたため追加するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので142ページをお開き願います。9款1項1目一般会計繰入金に498万円を追加し、4408万7千円にしようとするものでございます。これは一般会計からの繰出金補正に伴う国保会計の歳入補正でございます。財政安定化支援事業の8万4千円と、保険基盤安定等繰入金769万6千円につきましては国民健康保険への財政支援の拡充を目的とした算定方法の改正に伴い追加するものでございます。また、市町村国民健康保険対策事業280万円の減額につきましては、出産育児一時金の対象人数の減に伴うものでございます。次に、10款1項1目繰越金に368万1千円を追加し、1551万2千円にしようとするものでございます。これは歳出でご説明いたしました平成26年度療養給付費等負担金返還金の財源を繰越金に求めるものでございます。以上、議案第11号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号平成27年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号をご説明いたします。144ページをご覧ください。第1条、平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を次に定めようとするものでございます。第2条、平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第

3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億2200万9千円、補正予定額4300万円の増額で、計7億6500万9千円となります。第2項医業外収益の補正となり、既定予定額3億809万6千円、補正予定額4300万円の増額で、3億5109万6千円となります。次のページをお開き願います。平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、説明は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。収益的収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金4300万円を追加補正するものでございます。平成27年度の12月末時点での損益収支見込みにより4300万円ほどの純損失の計上を見込んでおります。それによりまして、資金不足が発生し、その資金不足比率が11%程度になる見込みなので、この資金不足比率が発生することにより、起債の発行に制限がかかる場合があるため、病院の改築を控え、財源確保のための企業債の発行をスムーズに進めるため、資金不足を解消することを目的に繰り入れを予定するものでございます。繰り入れを行った場合は資金不足比率が0.4%程度を見込んでおりますが、今後の収支の状況により、増減の変動はありえますので、現時点では純損失の解消できる見込みの額の追加繰り入れを予定させていただいております。以上、補正予算第3号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第17、請願第1号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める請願についてを議題とします。この請願の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。提出されました請願1件について、3月2日に開催されました議会運営委員会で協議いたしました結果、常任委員会に付託して審査すること、意見の一致をみております。請願第1号については、総務文教常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願 1 号については総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第 1 号については、総務文教常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第 18、意見書案第 1 号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8 番四戸議員。

8 番 四戸議員 8 番四戸です。それでは、意見書案第 1 号について、この意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 18、意見書案第 1 号は原案のとおり可決しました。

日程第 19、意見書案第 2 号子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担軽減調整措置の廃止を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8 番四戸議員。

8 番 四戸議員 8 番四戸です。それでは意見書案第 2 号についても、この意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。11 番千葉議員。

6 番 千葉議員 質疑というかちょっと文言のことでお尋ねしたいんですけども、意見書案の一番最初の表向きの分で第 2 号のところ国保の国庫負担減額調整措置ということで、タイトル打ち出して、中身の読み上げました意見書案のタイトルは軽減調整措置というふうに出てきまして、本文でも、最後には減額調整措置ということで、この文言の使い分けはなにか意図があつての使い分けなのか、質して

おきたいと思います。

議長 8 番四戸議員。

8 番
四戸議員 今千葉議員のほうから指摘がございましたが、今この場をもってちょっとあれ
しますんで、後ほどまた、訂正しますのでよろしくお願ひします。

議長 休憩します。そちらでちょっと調整して再開したいと思います。それですね、
この件が終わった後は町政及び教育行政の執行方針ということで、大抵 1 時間
半ほどかかるというふうに思っておりますので、その前には休憩挟むつもりで
ありましたので、今から、15 分ほど休憩して再開したいと思います。2 時 1
5 分再開します。

(休 憩 午後 2 時 0 0 分)

(再 開 午後 2 時 1 5 分)

議長 再開します。休憩前に引き続きまして、千葉議員からの質問に対して、四戸議
員から答弁を求めます。四戸議員。

8 番
四戸議員 先ほど朗読しました意見書案 2 号について、千葉議員から指摘されました件で
ございますが、この文言についてですけれども国庫負担先ほど軽減調整措置と
申しましたが、間違いですので減額に訂正していただきたいと思ひます。以上
です。

議長 ということ、減額というふうに文言を訂正していただきたいということであ
ります。ほか質疑ございせんか。なければ質疑を終了いたします。次に、討
論を行います。反対討論はありせんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決
定することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 19、意見書案第 2 号は原案のとおり可決しま
した。

日程第 20、平成 28 年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、
町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長 (町政執行方針について説明)

議長 休憩します。再開は 15 時 30 分といたします。

(休 憩 午後 3時21分)

(再 開 午後 3時32分)

議長

再開します。

次に教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

(教育行政執行方針について説明)

議長

以上で平成28年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(閉 会 午後 4時 6分)